

参議院契約監視委員会定例会議議事概要

開催日	平成21年3月13日(金)			
場所	参議院第二別館東棟4階 記録部・国際部会議室			
出席委員氏名	委員長	筆谷 勇(東京都監査委員・公認会計士)		
	委員	阿部 哲((財)日本国際協力システム 契約審査室室長)		
	委員	水田 健輔(国立大学財務・経営センター研究部准教授)		
審査対象期間	平成20年10月1日(水)～平成20年12月31日(水)			
抽出案件	4 件			
一般競争入札	1	件	契約件名	院内CATV映像・音声確認用モニター機器一式購入
			契約相手方	池上通信機株式会社
			契約金額	10,500,000円
			契約締結日	平成20年12月18日
随意契約	3	件	契約件名	国会議事堂保全基本計画検討業務一式
			契約相手方	(財)建築保全センター
			契約金額	10,122,000円
		契約締結日	平成20年10月28日	
		契約件名	議員歳費等事務処理システム 議員の退職手当等の改修に関する役務請負料一式	
		契約相手方	東芝ITサービス株式会社	
契約金額	15,185,100円			
契約締結日	平成20年11月11日			
契約件名	法令台帳電子的システム導入調査業務請負料一式			
契約相手方	ディーディーエヌコンサルティング株式会社			
契約金額	5,775,000円			
契約締結日	平成20年11月4日			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	別紙のとおり		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし			

意見・質問	回 答
<p>1. 報告事項</p> <p>入札及び契約手続きの運用状況について 意見なし</p> <p>指名停止の運用状況について 該当なし</p> <p>談合状況への対応状況について 該当なし</p> <p>2. 抽出事案の審議</p> <p>A 国会議事堂保全基本計画検討業務一式 (随意契約(企画競争):役務)】</p> <p>①応募者が1者しかなかった理由は何か。</p> <p>②本企画競争を行うに当たり、どのような業種の者の参加を想定したのか。また、想定した業種の者向けに何かPRのようなものは行ったのか。</p> <p>③会計課契約係が実施する企画競争と、営繕・電気施設課が実施する企画競争とでは評価を行う体制に相違点はあるのか。</p> <p>B 院内CATV映像・音声確認用モニター機器一式購入(一般競争入札(最低価格落札方式):購入)】</p> <p>①2社の入札があったが、メーカーとその子会社のため実質的な意味で競争とはいえないのではないか。</p>	<p>本業務は、特殊な技術を要するものではないため、複数者の参加があると考えていた。結果的に応募者は1者となったが、その理由は不明である。</p> <p>設計事務所の参加を想定していたが、今回は応募がなかった。また、PRのようなものは特に行っていない。</p> <p>会計課契約係が実施する企画競争では、案件ごとに企画評価委員会を設置しているが、営繕・電気施設課では総合評価方式等の技術的審査に対応するために設置された技術評価委員会が審査を行っている。</p> <p>仕様書に示した機器を取り扱っている業者は多数あり、今回、応札した2社以外にも参加する社があるものと考えていた。</p>

②アナログ画面とデジタル画面の切り替えができることを要件として、特定メーカーの製品を想定しているが、これでなければならぬ理由は何か。

他社製品の場合、リモコン操作を行うと、並んでいるすべてのモニター画面が切り替わってしまう。既存のラックに入る9インチモニターで構成され、手動によりアナログ画面とデジタル画面が切り替えられるのは、このメーカーの製品だけである。

C 議員歳費等事務処理システム 議員の退職手当等の改修に関する役務請負料一式（随意契約（公募型方式）：役務）】

①給与計算の事務については汎用システムがあるのだから、それを利用すればよいのではないか。また、システム改修の内容はどのようなものなのか。

本システムが対象とするのは議員の歳費と秘書の給与であるが、議員には選挙があり、また、秘書は採用・退職が頻繁にあるため、汎用のシステムでは対応できない。なお、システム改修の内容は、過去の給与明細書の再発行機能等の付加である。

②衆議院とシステムを共用することはできないのか。

選挙制度が異なるため共用は難しい。

③公募を行っても応募者がなかった原因は何か。

詳細な原因は不明である。

D 法令台帳電子的システム導入調査業務 請負料一式（随意契約（不落・不調）：役務）】

①入札が不調となったのは、予定価格が低かったからではないか。

予定価格は、仕様書に基づき積算を行っており、特に低いものではないと考えている。

②第2回目の入札価格が予定価格に接近していたため、第3回目の入札を行うことも可能だったのではないか。

第3回目の入札を行うことも検討したが、第2回目の入札で1社が辞退し、1社のみとなったことから入札を不調として終了した。

3. 1者応札・1者応募解消のための改善方策について

①事務局としては、どのような改善策があると考えるか。

②公告時期を早めることが1者応札・1者応募の減少に繋がると思うが、実現は可能か。

③業者に対し、入札情報の周知をいかに行うかが問題であるが、メールマガジンを採用してはどうか。

会計課、営繕・電気施設課共通事項として、1者応札・1者応募となった場合、入札説明書等を交付したが入札に参加しなかった者に対して、不参加とした理由について聴き取り調査を行い、今後の改善に反映させることとする。

会計課が実施する入札について、入札参加の要件となる申請に係る期間を少なくとも10日以上とし、それに併せて公告期間を延長する。

また、公告方法について、現在、政府調達案件を除き、調達に係る公告は掲示板への掲示のみであるが、今後はホームページにも調達情報を掲載する。

営繕・電気施設課が実施する入札のうち保守業務に係る調達については、業務の引き継ぎ、準備のための期間が十分に確保されるよう調達日程を計画する。

公告時期を早めるよう出来る限りの努力をする。特に平成22年度の年間保守契約については早めに調達計画を策定したいと考えている。

メールマガジンを送付することによって、業者間の公平性が保たれるかどうか、また、運用経費についても検討する必要がある。当該方式の採用に向け検討を行い、後日報告を行いたい。